

第3次宇城市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

令和3年度～令和12年度

(2021年度～2030年度)

令和4年3月

熊本県宇城市

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| (1) 国内外の動向 | 1 |
| (2) 計画策定の経緯 | 1 |
| 2 基本的事項 | |
| (1) 計画策定の目的 | 2 |
| (2) 対象範囲 | 2 |
| (3) 対象とする温室効果ガス | 2 |
| (4) 基準年度及び計画期間 | 3 |
| (5) 計画の位置づけ | 3 |
| 3 温室効果ガスの排出状況 | 4 |
| (1) 基準年度の温室効果ガス排出量 | 4 |
| (2) 温室効果ガス排出量削減の成果と現状 | 4 |
| 4 温室効果ガスの削減目標 | 5 |
| 5 目標達成に向けた取組み | 6 |
| (1) 取組みの方針 | 6 |
| (2) 具体的な取組内容 | 6 |
| (3) 脱炭素事業の活用 | 11 |
| 6 計画の推進と進行管理 | 11 |
| 【別表】対象施設一覧 | 12 |

1 計画策定の背景

(1) 国内外の動向

近年、地球温暖化に伴い、世界中で暴風や集中豪雨、干ばつなどの異常気象による災害が発生しています。

地球温暖化は、我々の生活に密接に関わる問題です。一人ひとりが影響を受けるとともに、その原因者ともなっているため、それぞれが社会経済活動や生活様式を見直し、資源を大切にす循環型社会への転換に取り組む必要があります。

こうした中、2015年（平成27年）に地球規模の環境危機を反映し「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」が採択されました。この協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃以内に抑えるとともに、1.5℃以内に抑える努力をするため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトさせ、21世紀後半には温室効果ガス排出量と森林等による吸収量とのバランスをとることを目標として掲げており、アメリカ、中国、インドや日本等主要排出国を含む150か国以上の国が締結しています。

国は、2020年（令和2年）10月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を宣言し、2021年（令和3年）4月に開催された気候サミットでは2030年度（令和12年度）の削減目標について、2013年度（平成25年度）比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けることを表明しました。その他、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の改正や、地球温暖化対策計画の改訂等、国内の温室効果ガス排出削減に向けた方策の充実が図られています。

宇城市を含む熊本連携中枢都市圏18市町村は、国のカーボンニュートラル宣言に先駆けて2020年（令和2年）1月に2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す方向性を確認し、全国初の共同策定の地方公共団体実行計画（区域施策編）となる「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を2021年（令和3年）3月に策定しました。当該計画は、連携中枢都市圏内の住民や事業者等の活動により排出される温室効果ガス削減に向けた方向性を示すものであり、市内の温室効果ガス削減に向けて、本市も一事業者として事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減する必要があります。

(2) 計画策定の経緯

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づき、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出抑制のための指針となる「宇城市地球温暖化対策実行計画」（以下、「第1次計画」という。）を2009年（平成21年）に策定しました。また、2014年（平成26年）には前回の計画内容を見直した「第2次宇城市地球温暖化対策実行計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、温室効果ガス排出量の削減により一層取り組んできました。

「第3次宇城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）は、熊本連携中枢都市圏の目指す「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の達成に向け、第2次計画に引き続き全庁的な地球温暖化対策の推進を図るため策定するものです。

2 基本的事項

(1) 計画策定の目的

本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源・廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象範囲

本計画の対象範囲は本市が行う事務事業のすべてとします。

第1次計画及び第2次計画では、市立学校等を対象外としていましたが、地球温暖化対策をさらに推進する必要性があり、対象範囲を本市が行う事務事業のすべてに拡大することとしました。ただし、市営住宅など個人の生活に関わりが大きい施設等は対象外とします。

なお、本計画の対象施設は12～16ページ「【別表】対象施設一覧」のとおりです。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定されている7物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

■表1 温室効果ガスの種類及び特徴・発生源

| 温室効果ガス | 産業・社会・生活活動に係る発生源 | (参考) R2 排出量 (単位:t) |
|------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 化石燃料(石油・石炭など)の燃焼、廃棄物焼却、電力の供給等 | 4,202 |
| メタン (CH ₄) | 畜産の腸内発酵、下水処理、燃料の燃焼(自動車の走行)、廃棄物の埋め立て等 | 1.3 |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 肥料、畜産、下水処理、燃料の燃焼(自動車の走行)、工業や農業 | 0.1 |
| ハイドロフルオロ カーボン(HFC) | 冷蔵庫やエアコンの冷媒、スプレー噴射剤等 | 0 |
| パーフルオロカー ボン(PFC) | 半導体等製造、電子部品等の不活性液体 | 0 |
| 六ふっ化硫黄 (SF ₆) | 変圧器の電気絶縁体ガス、半導体製造 | 0 |
| 三ふっ化窒素 (NF ₃) | 半導体製造 | 0 |

(4) 基準年度及び計画期間

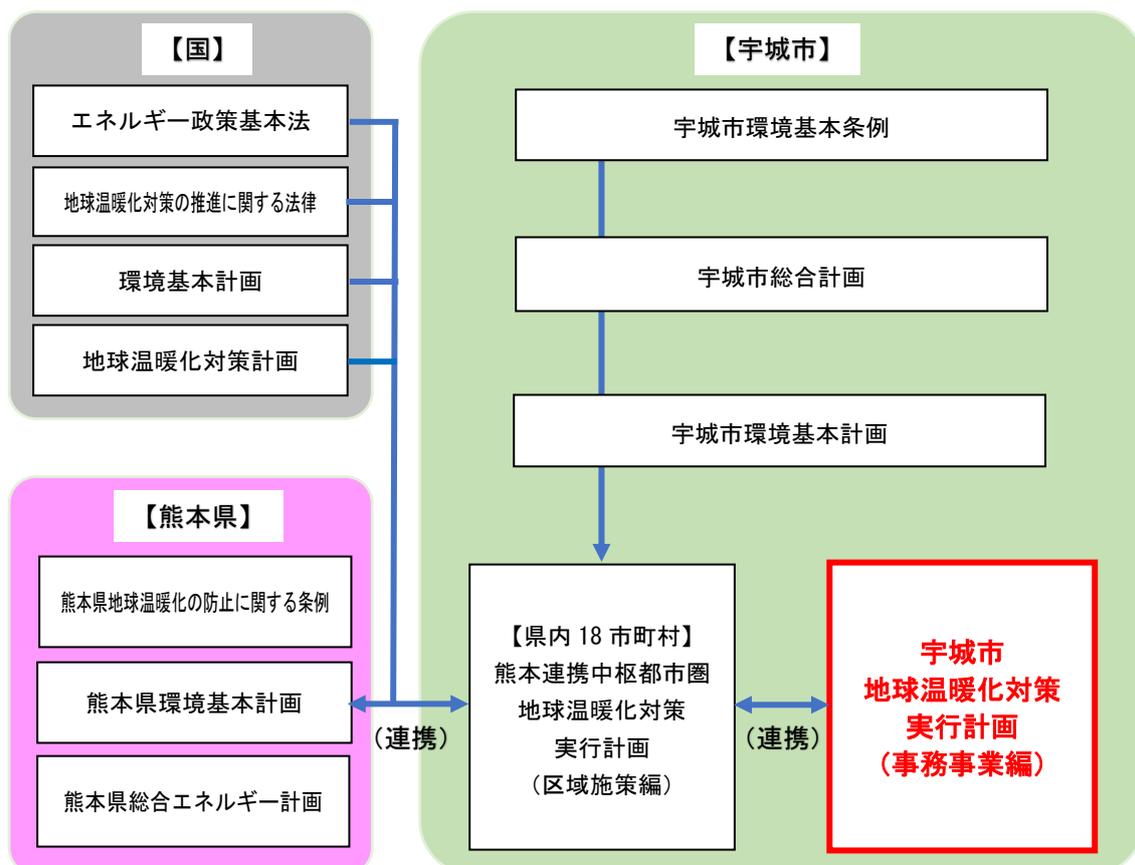
【基準年度】2013年度 【計画期間】2021年度～2030年度（10年間）

本計画の基準年度は、国、県の地球温暖化対策実行計画の基準年度と同様に2013年度（平成25年度）とし、計画期間を2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

なお、計画開始年度から5年後の2026年度（令和8年度）に計画の見直しを行います。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

(5) 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量を削減するための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））であり、国、県及び本市を含む熊本連携中枢都市圏の関連計画に基づくものとして位置づけします。



3 温室効果ガスの排出状況

(1) 基準年度の温室効果ガス排出量

基準年度の2013年度（平成25年度）における本市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）は、5,670t-CO₂となっており、排出要因別にみると、表2のとおり、電気の使用に伴う排出量が全体の約90%と最も多く、次いでボイラー用燃料として使用されるA重油が多くなっています。

■表2 基準年度（2013年度）の温室効果ガス種類別排出量

| 排出要因 | | 排出量 (t-CO ₂) | 構成比 (%) |
|------|------|--------------------------|---------|
| 電気 | | 5,060 | 89.2 |
| 燃料 | ガソリン | 186 | 3.3 |
| | 灯油 | 17 | 0.3 |
| | 軽油 | 28 | 0.5 |
| | A重油 | 328 | 5.8 |
| | LPG | 51 | 0.9 |
| | 都市ガス | 0 | 0.0 |
| 計 | | 5,670 | 100.0 |

(2) 温室効果ガス排出量削減の成果と現状

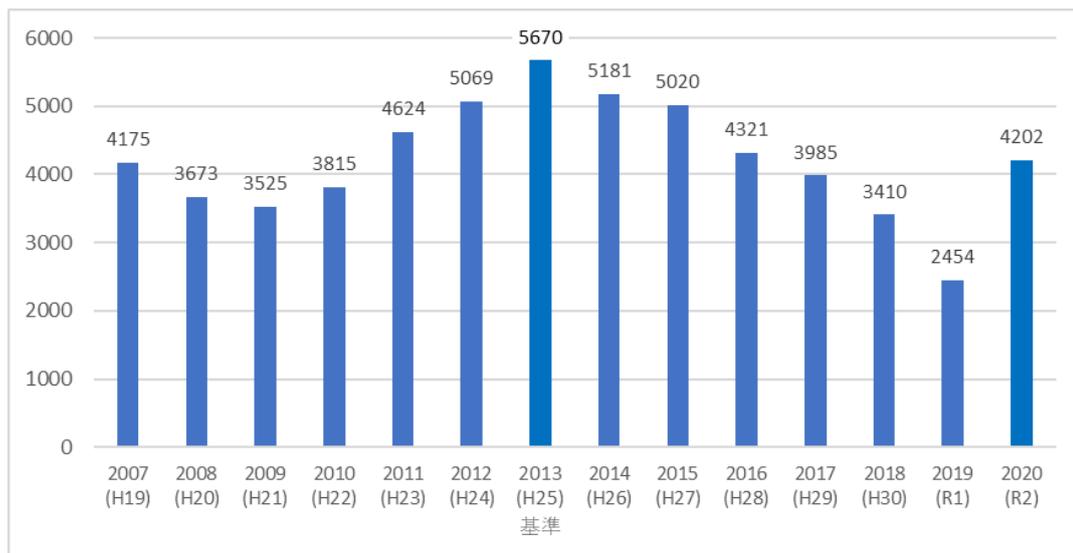
本市の事務事業に伴って発生する地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの排出削減目標として、第1次計画では2007年度（平成19年度）を基準年度とし、2009年度（平成21年度）から2013年度（平成25年度）までの5年間で基準年度比6%の削減目標を掲げ、第2次計画では2013年度（平成25年度）を基準年度とし、2014年度（平成26年度）から2018年度（平成30年度）までの5年間で基準年度比5%の削減目標を掲げました。

成果としては、第1次計画では目標数値を達成できない結果となりましたが、これは温室効果ガス排出要因の大部分を占める電気について、2011年度（平成23年度）の東日本大震災以降、原子力発電から火力発電への転換により大幅に温室効果ガス排出量が増加したことが主な原因であるものと思われます。第2次計画では目標数値を達成する結果となりましたが、これは施設のLED照明への転換、節電への取組、温室効果ガス排出要因の大部分を占める電気について、火力発電から再生可能エネルギーへの転換により温室効果ガス排出量が減少したことが主な原因であると思われます。

2020年度（令和2年度）は新型コロナ感染予防による施設の空調機器使用量等の増加に伴い、温室効果ガス排出量が増加していますが、実行計画の基準年度から比較すると約26%削減している状況です。

■表3 年別温室効果ガス排出量の推移

(単位：t-CO₂)



上記の数値は、市営住宅、学校施設を除きます

4 温室効果ガスの削減目標

【温室効果ガス削減目標】2030年度までに基準年度（2013年度）比50%削減

国は地球温暖化対策実行計画において、2030年度（令和12年度）までに温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく目標を掲げています。また、県は、第六次熊本県環境基本計画において、2030年度（令和12年度）までに県内の温室効果ガス排出量の50%削減を目指すこととしています。

この国や県の削減目標に準じ、本計画では2030年度（令和12年度）までに、温室効果ガス排出量を基準年度（2013年度（平成25年度））比で50%削減する目標を掲げます。

ただし、学校施設はこれまでの本市における地球温暖化対策実行計画の対象外としていたため、本計画における削減目標数値の対象外としますが、本計画の対象施設と同様に温室効果ガス排出量を把握し、温室効果ガスの排出削減に向けた取組みを行うこととします。

■表4 温室効果ガスの削減目標（学校施設を除く）

| 項目 | 基準年度（2013年度） | 目標年度（2030年度） |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 温室効果ガス排出量 | 5,670 t-CO ₂ | 2,835 t-CO ₂ |
| 削減率 | — | 50% |

5 目標達成に向けた取り組み

(1) 取組みの方針

本計画の目標を達成するために、市の事務及び事業に伴って発生する温室効果ガスの排出抑制等に直接的及び間接的に繋がる取組みを全職員で日常的に実行し、各所属の役割や業務内容、場面に応じて自主的かつ積極的に取り組むことで実践行動の徹底を図ります。特に、電気関係については、その使用に伴う二酸化炭素の排出量が多いため、積極的に取り組む必要があります。

なお、市民サービスを主体としている機関については、サービスの質の確保との両立を図りながら取り組むこととします。

(2) 具体的な取組内容

| | 項目 | 全職員共通の取組 | 施設管理等での取組 |
|--|--------------------|--|---|
| 省エネルギーの推進 | 電気及び重油・灯油・ガスの使用の節減 | <input type="checkbox"/> 照明のこまめな消灯 <input type="checkbox"/> OA機器等のこまめな節電 <input type="checkbox"/> エレベーターの利用自粛 <input type="checkbox"/> 冷暖房の効率的使用 <input type="checkbox"/> クールビス等の実施 <input type="checkbox"/> 給湯設備の適切な使用 | <input type="checkbox"/> 建築・改修・設備更新等の計画の際の取組 <input type="checkbox"/> 設備等の実態の把握 <input type="checkbox"/> ファシリティマネジメントの推進 <input type="checkbox"/> 空調設備の適切な管理 <input type="checkbox"/> 照明機器の管理及び省エネ機器への転換 <input type="checkbox"/> 備品等の見直し及び適切な管理 |
| | ガソリン・軽油の使用の節減 | <input type="checkbox"/> エコドライブの実施 <input type="checkbox"/> 自転車の利活用 | <input type="checkbox"/> 運行管理の徹底 <input type="checkbox"/> 低燃費、低排出ガス車等の導入 |
| 省資源・リサイクルの推進 | 水使用の節減 | <input type="checkbox"/> 効率的な利用及び節水への取組 | <input type="checkbox"/> 建築・改修・設備更新等の計画の際の取組 <input type="checkbox"/> 節水の取組 |
| | 紙使用の節減 | <input type="checkbox"/> 電子媒体の活用 <input type="checkbox"/> 会議資料等の減量化 <input type="checkbox"/> 印刷方法の工夫 | <input type="checkbox"/> コピー機器の管理等 |
| | ごみの減量化 | <input type="checkbox"/> 発生抑制・再利用・再生利用 | <input type="checkbox"/> 発生抑制・再利用・再生利用 <input type="checkbox"/> バイオマスの利活用 <input type="checkbox"/> 発生量・資源化量等の把握 |
| その他、環境保全に関する取組の推進 | | | |
| <input type="checkbox"/> グリーン購入の推進 <input type="checkbox"/> 工事等における環境配慮の推進 <input type="checkbox"/> 施設管理の委託における環境配慮の推進 | | | |

①省エネルギーの推進（温室効果ガスの削減・排出抑制に直接的に寄与する取組）

| 全職員共通の取組 | |
|--------------------|--|
| 電気及び重油・灯油・ガスの使用の節減 | <p><input type="checkbox"/> 照明のこまめな消灯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア別に制御し、必要のない照明を消灯する ・始業前や昼休み（窓口除く）は可能な限り消灯する ・残業時は残業エリアを考慮し必要最小限の点灯に努める ・会議室、トイレ等の照明は使用時のみ点灯する ・計画的な業務執行による時間外勤務の短縮、ノー残業デーを励行する <p><input type="checkbox"/> O A機器等のこまめな節電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・O A機器は省エネモードに設定する ・未使用時や昼休みにはO A機器を待機モードまたはスリープモードにする ・退庁時は原則としてすべてのプラグをコンセントから抜く ・電気ポット、冷蔵庫等の電化製品の使用自粛、または台数を制限する ・電気ポットの保温温度を低めに設定する <p><input type="checkbox"/> エレベーターの利用自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの使用を控え階段を利用する <p><input type="checkbox"/> 冷暖房の効率的な使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の温度を適正温度に設定する（基準：冷房28℃、暖房20℃） ・冷暖房の効率化のため、遮光ブラインドやカーテンを活用する ・冷暖房の使用期間、使用時間の抑制に努める ・空調機器を定期的に整備、清掃、点検する ・エリア別に制御し、不要な空調を停止する <p><input type="checkbox"/> クールビズ等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ室温に対応した能率的な服装（クールビズ、ウォームビズ）を実施する <p><input type="checkbox"/> 給湯設備の適切な使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元栓を適正に管理する |
| ガソリン・軽油の使用の節減 | <p><input type="checkbox"/> エコドライブの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急加速は避け、加減速の少ない低速走行を心がける ・タイヤの空気圧の調整など車両の定期的な点検、整備を実施する ・不要な荷物は積載しない ・カーエアコンの効率的な利用を心がける ・合理的な走行ルートを選択、効率的な運転に努める ・低燃費車や低排出ガス車を優先的に使用する <p><input type="checkbox"/> 自転車の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近距離移動については、徒歩や自転車を利用する |

施設管理等での取組

| | |
|---------------------------|--|
| <p>電気及び重油・灯油・ガスの使用の節減</p> | <p>□建築・改修・設備更新等の計画の際の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム等、再生可能エネルギー設備の導入に努める ・省エネルギー・高効率の電気・機械設備の導入に努める ・LED照明や省エネ型の照明器具を導入する ・省エネ診断やESCO事業等の民間の知見の活用を努める ・断熱性の高い材料の採用及び構造の整備や、顕熱・全熱交換器の導入に努める <p>□設備等の実態の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用量の把握 ・個別メーター等の設置により、正確な使用量の把握及び管理に努める <p>□ファシリティマネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の複合化や転用など、公共施設の適正配置による環境負荷の低減及び省エネルギー推進に努める ・民間の知見を活用し、効率的な施設の維持管理に努める <p>□空調設備の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の温度を適正温度に設定する（基準：冷房28℃、暖房20℃） ・冷暖房の使用期間、使用時間の抑制に努める ・環境負荷の少ない燃料への転換に努める ・空調機器やボイラー等は、定期的な点検・整備及び適正な運転管理を行う ・送風機等の補助空調を活用し、全体で適正温度になるよう努める ・エリア別に制御し、不要な空調を停止する <p>□照明機器の管理及び省エネ機器への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業前、昼休み（窓口除く）時間は消灯する ・LED照明や省エネ型の照明器具を導入する ・支障のない限り、廊下、窓際、ロビー等での減灯及び点灯時間を短縮する <p>□備品等の見直し及び適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、冷蔵庫、電気ポット等の利用実態の調査と適正配置に努める ・OA機器の省エネ型への変更及び台数の削減と適正配置に努める |
| <p>ガソリン・軽油の使用の節減</p> | <p>□運行管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行距離、燃料使用量の実態把握と改善に努める ・公用車の集中管理等により、効率的な使用に努める <p>□低燃費、低排出ガス車等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車の購入時には、ハイブリッドカー及び電気自動車などの低公害車や低燃費車を導入する |

②省資源・リサイクルの推進（温室効果ガスの削減・排出抑制に間接的に寄与する取組）

| 全職員共通の取組 | |
|----------------------------|--|
| 水の 使用 節減 | <p>□効率的な利用及び節水への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食器洗浄、歯磨きの際、水を出しっぱなしにしない ・ トイレ用擬音装置を使用するなどし、トイレの二度流しはしない ・ 漏水等の定期的な点検を実施する |
| 紙 使用 の 節 減 | <p>□電子媒体の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループウェア、庁内LANの活用によりペーパーレス化に努める ・ 電子メールを有効活用する ・ PDF保存を活用する <p>□会議資料等の減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡潔明瞭な文書・資料を作成し、ページ数や部数を必要最低限とする ・ 事前に配布した資料は、原則再配布しない ・ 庁内の照会、依頼に対する回答は、簡易なものや該当しないものは電話やメールで行う <p>□印刷方法の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両面コピー、両面印刷、片面使用済の裏紙使用を徹底する ・ コピーミスを減らす ・ 縮小印刷（A3→A4、2アップなど）を活用する ・ 使用済封筒、ファイル、付箋紙等を再利用する |
| ご み の 減 量 化 | <p>□発生抑制・再使用・再資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不必要な資料、チラシ等の受取を自粛する ・ 個人用ゴミ箱を撤廃する ・ 適切な在庫管理・調整により、物品を計画的に購入する ・ 使い捨て商品の購入、使用を自粛し、物品などは長期使用に努める ・ 私用のゴミは持ち込まず、発生した際は持ち帰る ・ 資源物の分別を徹底する |

| 施設管理等での取組 | |
|----------------------------|---|
| 水の 使用 節減 | <input type="checkbox"/> 建築・改修・設備更新等の計画の際の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 節水設備、雨水利用システムの導入に努める <input type="checkbox"/> 節水の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 節水コマなどの節水機器を導入する ・ 漏水等の定期的な点検を実施する ・ 調整弁やフラッシュバルブを活用し、適切な水圧及び水量の調整に努める ・ 水使用量の把握及び設備の適正管理に努める |
| 紙 使用 の 節減 | <input type="checkbox"/> コピー機器の管理等 <ul style="list-style-type: none"> ・ コピー機やプリンター等の集中管理を徹底し、台数の見直しに努める ・ 用紙使用量の把握及び管理に努める |
| ご み の 減 量 化 | <input type="checkbox"/> 発生抑制・再利用・再資源化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な在庫管理・調整により、物品を計画的に購入する ・ 事務機器や用品等の故障、不具合の際には、原則、修繕して再使用する ・ 資源ごみは適正な分別を徹底する <input type="checkbox"/> バイオマスの利活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食べ残し等の生ごみや落ち葉の堆肥化に努める ・ 伐木などは可能な限り資源化に努める <input type="checkbox"/> 発生量・資源化量等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生量や資源化量の把握及び管理に努める |

③その他、環境保全に関する取組

□グリーン購入の推進

- ・事務用品等は、省エネ製品及び詰め替え可能製品等の環境配慮物品を優先的に購入し、使用する
- ・「宇城市グリーン購入指針」に基づき、対象物品を調達する
- ・OA機器などのリースの際は、省エネ型製品を導入する

□工事等における環境配慮の推進

- ・環境に配慮した計画及び工法による公共工事を実施する
- ・再生資材等の使用を促進する

□施設管理の委託における環境配慮の推進

- ・施設管理委託者は、受託者に対して、施設の実情に応じた省エネルギー・省資源の取組を要請する

(3) 脱炭素化事業の活用

2050年（令和32年）カーボンニュートラルに向けて、国ではさまざまな脱炭素事業に関する補助事業が行われており、本市においても常に情報収集しながら施設管理者への情報提供を行うこととします。

特に、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」における取組みのひとつである公共施設等による率先した省エネ・蓄エネ・再エネの推進については、CO₂排出量の多くを占める電気使用量をさらに削減するための対策として、施設の改修時には高効率な空調機器や照明施設の導入、太陽光発電機や蓄電池設備の設置など、市の財政状況及び費用対効果を踏まえながら、脱炭素化事業の活用を検討することとします。

6 計画の推進と進行管理

本計画の進行管理は、「宇城市環境基本計画」の中で一体的に行うこととし、推進体制についても同様とします。

また、温対法第21条第10項に基づき、温室効果ガスの排出量や目標の達成状況等について、毎年度公表します。

【別表】対象施設一覧

| No | 分類 | 施設名 | 施設所管課 |
|----|----------|--------------------|-------------|
| 1 | 庁舎等 | 三角支所 | 三角支所総合窓口課 |
| 2 | 庁舎等 | 不知火支所 | 不知火支所総合窓口課 |
| 3 | 庁舎等 | 松合出張所 | 不知火支所総合窓口課 |
| 4 | 庁舎等 | 宇城市役所 | 公共施設マネジメント課 |
| 5 | 庁舎等 | 小川支所 | 小川支所総合窓口課 |
| 6 | 庁舎等 | 豊野支所 | 豊野支所総合窓口課 |
| 7 | その他行政系施設 | 三角防災拠点センター | 生涯学習課 |
| 8 | その他行政系施設 | 不知火防災拠点センター | 生涯学習課 |
| 9 | その他行政系施設 | 松橋東防災拠点センター | 防災消防課 |
| 10 | その他行政系施設 | 松橋西防災拠点センター | 生涯学習課 |
| 11 | その他行政系施設 | 小川防災拠点センター | スポーツ振興課 |
| 12 | その他行政系施設 | 豊野防災拠点センター | 生涯学習課 |
| 13 | その他行政系施設 | 三角防災備蓄倉庫 | 防災消防課 |
| 14 | その他行政系施設 | 不知火防災備蓄倉庫 | 防災消防課 |
| 15 | その他行政系施設 | 松橋防災備蓄倉庫 | 防災消防課 |
| 16 | その他行政系施設 | 小川防災備蓄倉庫 | 防災消防課 |
| 17 | その他行政系施設 | 豊野防災備蓄倉庫 | 防災消防課 |
| 18 | その他行政系施設 | 松橋水防倉庫 | 防災消防課 |
| 19 | その他行政系施設 | 川尻水防倉庫 | 防災消防課 |
| 20 | その他行政系施設 | 中小野水防倉庫 | 防災消防課 |
| 21 | 保育園 | 戸馳保育園 | 保育園課 |
| 22 | 保育園 | 豊野保育園 | 保育園課 |
| 23 | 福祉施設 | ふれあいの館 | 社会福祉課 |
| 24 | 福祉施設 | 元気老人交流施設「高齢者センター」 | 高齢介護課 |
| 25 | 福祉施設 | 宇城市老人福祉センター | 高齢介護課 |
| 26 | 保健施設 | 宇城市保健福祉センター | 健康づくり推進課 |
| 27 | スポーツ施設 | 大岳地区生涯学習センター（体育館） | スポーツ振興課 |
| 28 | スポーツ施設 | 郡浦地区生涯学習センター（体育館） | スポーツ振興課 |
| 29 | スポーツ施設 | 戸馳地区生涯学習センター（体育館） | スポーツ振興課 |
| 30 | スポーツ施設 | 三角東地区生涯学習センター（体育館） | スポーツ振興課 |
| 31 | スポーツ施設 | 三角北地区生涯学習センター（体育館） | スポーツ振興課 |
| 32 | スポーツ施設 | 三角B&G海洋センター | スポーツ振興課 |
| 33 | スポーツ施設 | 三角グラウンド | スポーツ振興課 |
| 34 | スポーツ施設 | 不知火温水プール | スポーツ振興課 |
| 35 | スポーツ施設 | 不知火体育館 | スポーツ振興課 |
| 36 | スポーツ施設 | 不知火グラウンド | スポーツ振興課 |
| 37 | スポーツ施設 | 武道館 | スポーツ振興課 |
| 38 | スポーツ施設 | 松合体育館 | スポーツ振興課 |
| 39 | スポーツ施設 | 岡岳グラウンド | スポーツ振興課 |
| 40 | スポーツ施設 | 市民プール | スポーツ振興課 |

【別表】対象施設一覧

| No | 分類 | 施設名 | 施設所管課 |
|----|------------|---------------------|-----------|
| 41 | スポーツ施設 | 当尾グラウンド | スポーツ振興課 |
| 42 | スポーツ施設 | 豊川グラウンド | スポーツ振興課 |
| 43 | スポーツ施設 | 豊福グラウンド | スポーツ振興課 |
| 44 | スポーツ施設 | 松橋勤労身体障害者教養文化体育施設 | スポーツ振興課 |
| 45 | スポーツ施設 | 松橋グラウンドゴルフ場 | スポーツ振興課 |
| 46 | スポーツ施設 | 松橋総合体育文化センター（体育館） | スポーツ振興課 |
| 47 | スポーツ施設 | 稲川グラウンド | スポーツ振興課 |
| 48 | スポーツ施設 | 観音山グラウンド | スポーツ振興課 |
| 49 | スポーツ施設 | ふれあいスポーツセンター | スポーツ振興課 |
| 50 | スポーツ施設 | 豊野グラウンド | スポーツ振興課 |
| 51 | スポーツ施設 | 豊野グラウンドゴルフ場 | スポーツ振興課 |
| 52 | スポーツ施設 | 農業者トレーニングセンター | スポーツ振興課 |
| 53 | スポーツ施設 | 屋内機能訓練室 | スポーツ振興課 |
| 54 | スポーツ施設 | 観音山グラウンド ふれあいの里 | スポーツ振興課 |
| 55 | レクリエーション・観 | 三角駅前フィッシャーマンズワーフ | 商工観光課 |
| 56 | レクリエーション・観 | 旧三角海運倉庫 | 三角支所経済建設課 |
| 57 | レクリエーション・観 | 宇城市物産館 | 三角支所経済建設課 |
| 58 | レクリエーション・観 | 若宮海水浴場 | 三角支所経済建設課 |
| 59 | レクリエーション・観 | 青少年海洋研修施設 | 三角支所経済建設課 |
| 60 | レクリエーション・観 | 三角駅前観光便所 | 三角支所経済建設課 |
| 61 | レクリエーション・観 | 不知火温泉ふるさと交流センター | 商工観光課 |
| 62 | レクリエーション・観 | 農林水産物直売交流施設 | 商工観光課 |
| 63 | レクリエーション・観 | アグリパーク豊野 | 商工観光課 |
| 64 | レクリエーション・観 | 屋内多目的広場 | 豊野支所総合窓口課 |
| 65 | レクリエーション・観 | 地域間交流施設金桁温泉 | 三角支所経済建設課 |
| 66 | 産業系施設 | 戸馳花の学校 | 三角支所経済建設課 |
| 67 | 産業系施設 | ビジネスサポートセンター | 地域振興課 |
| 68 | 産業系施設 | 農産物加工処理センター | 農政課 |
| 69 | 産業系施設 | 共同作業所 | 豊野支所総合窓口課 |
| 70 | 集会施設 | 郡浦地区市民館 | 生涯学習課 |
| 71 | 集会施設 | 大岳地区市民館 | 生涯学習課 |
| 72 | 集会施設 | 農村環境改善センター | 三角支所経済建設課 |
| 73 | 集会施設 | インダストリアル研修館 | 生涯学習課 |
| 74 | 集会施設 | 河江地区コミュニティーセンター | 生涯学習課 |
| 75 | 集会施設 | 小川総合文化センター（公民館） | 生涯学習課 |
| 76 | 集会施設 | 海東地区農村コミュニティ施設 | 小川支所経済建設課 |
| 77 | 集会施設 | 小川コスモホール | 小川支所総合窓口課 |
| 78 | 集会施設 | 豊野町コミュニティーセンター | 人権啓発課 |
| 79 | 集会施設 | 上巣林教育集会場 | 生涯学習課 |
| 80 | 文化施設 | 松橋総合体育文化センター（文化ホール） | 文化課 |

【別表】対象施設一覧

| No | 分類 | 施設名 | 施設所管課 |
|-----|---------|-------------------|-----------|
| 81 | 文化施設 | 小川総合文化センター（文化ホール） | 文化課 |
| 82 | 図書館 | 中央図書館三角分館 | 中央図書館 |
| 83 | 図書館 | 中央図書館 | 中央図書館 |
| 84 | 図書館 | 中央図書館小川分館 | 中央図書館 |
| 85 | 図書館 | 中央図書館豊野分館 | 中央図書館 |
| 86 | 博物館等 | 戸馳地区生涯学習センター | 生涯学習課 |
| 87 | 博物館等 | 郡浦地区生涯学習センター | 生涯学習課 |
| 88 | 博物館等 | 大岳地区生涯学習センター | 生涯学習課 |
| 89 | 博物館等 | 旧三角検潮所 | 文化振興課 |
| 90 | 博物館等 | 龍驤館 | 三角支所経済建設課 |
| 91 | 博物館等 | 法の館 | 三角支所経済建設課 |
| 92 | 博物館等 | 伝統工芸館 | 三角支所経済建設課 |
| 93 | 博物館等 | 九州海技学院 | 三角支所経済建設課 |
| 94 | 博物館等 | 松合郷土資料館 | 文化振興課 |
| 95 | 博物館等 | 不知火美術館 | 文化振興課 |
| 96 | 博物館等 | 宇城市立郷土資料館 | 文化振興課 |
| 97 | 学校 | 三角小学校 | 教育総務課 |
| 98 | 学校 | 青海小学校 | 教育総務課 |
| 99 | 学校 | 松合小学校 | 教育総務課 |
| 100 | 学校 | 不知火小学校 | 教育総務課 |
| 101 | 学校 | 当尾小学校 | 教育総務課 |
| 102 | 学校 | 松橋小学校 | 教育総務課 |
| 103 | 学校 | 豊川小学校 | 教育総務課 |
| 104 | 学校 | 豊福小学校 | 教育総務課 |
| 105 | 学校 | 小野部田小学校 | 教育総務課 |
| 106 | 学校 | 河江小学校 | 教育総務課 |
| 107 | 学校 | 小川小学校 | 教育総務課 |
| 108 | 学校 | 海東小学校 | 教育総務課 |
| 109 | 学校 | 豊野小学校 | 教育総務課 |
| 110 | 学校 | 三角中学校 | 教育総務課 |
| 111 | 学校 | 不知火中学校 | 教育総務課 |
| 112 | 学校 | 松橋中学校 | 教育総務課 |
| 113 | 学校 | 小川中学校 | 教育総務課 |
| 114 | 学校 | 豊野中学校 | 教育総務課 |
| 115 | その他教育施設 | 宇城市学校給食センター | 学校給食課 |
| 116 | その他教育施設 | 松橋学校給食センター | 学校給食課 |
| 117 | その他教育施設 | 不知火学校給食センター | 学校給食課 |
| 118 | その他教育施設 | 豊野学校給食センター | 学校給食課 |
| 119 | 公園建築物 | 東港近隣公園 | 都市整備課 |
| 120 | 公園建築物 | 大見石畳公園 | 都市整備課 |

【別表】対象施設一覧

| No | 分類 | 施設名 | 施設所管課 |
|-----|---------|-----------------|-------|
| 121 | 公園建築物 | 六地藏公園 | 都市整備課 |
| 122 | 公園建築物 | まっちゃふれあい公園 | 都市整備課 |
| 123 | 公園建築物 | 天の平農村公園 | 都市整備課 |
| 124 | 公園建築物 | かまだ山公園 | 都市整備課 |
| 125 | 公園建築物 | 大智禅師公園 | 都市整備課 |
| 126 | 公園建築物 | 亀崎公園 | 都市整備課 |
| 127 | 公園建築物 | 竜燈公園 | 都市整備課 |
| 128 | 公園建築物 | 塚原ふれあい公園 | 都市整備課 |
| 129 | 公園建築物 | 御領5区児童公園 | 都市整備課 |
| 130 | 公園建築物 | 岡岳公園 | 都市整備課 |
| 131 | 公園建築物 | 曲野ふれあい公園 | 都市整備課 |
| 132 | 公園建築物 | 上の原児童公園 | 都市整備課 |
| 133 | 公園建築物 | 大塚公園 | 都市整備課 |
| 134 | 公園建築物 | 大野公園 | 都市整備課 |
| 135 | 公園建築物 | 久具公園 | 都市整備課 |
| 136 | 公園建築物 | 萩尾溜池 | 都市整備課 |
| 137 | 公園建築物 | 下住吉農村公園 | 都市整備課 |
| 138 | 公園建築物 | 上住吉農村公園 | 都市整備課 |
| 139 | 公園建築物 | 南出村農村公園 | 都市整備課 |
| 140 | 公園建築物 | 川尻公園 | 都市整備課 |
| 141 | 公園建築物 | 北部田水辺公園 | 都市整備課 |
| 142 | 公園建築物 | 観音山総合運動公園（自然公園） | 都市整備課 |
| 143 | 公園建築物 | 吹野農村公園 | 都市整備課 |
| 144 | 公園建築物 | 平原公園 | 都市整備課 |
| 145 | 市民病院 | 宇城市民病院 | 市民病院 |
| 146 | 農業用排水施設 | 大口西部排水機場 | 農林水産課 |
| 147 | 農業用排水施設 | 片島排水機場 | 農林水産課 |
| 148 | 農業用排水施設 | 郡浦排水機場 | 農林水産課 |
| 149 | 農業用排水施設 | 亀松排水機場 | 農林水産課 |
| 150 | 農業用排水施設 | 亀松西部排水機場 | 農林水産課 |
| 151 | 農業用排水施設 | 長崎排水機場 | 農林水産課 |
| 152 | 農業用排水施設 | 豊川排水機場 | 農林水産課 |
| 153 | 農業用排水施設 | 豊川中央排水機場 | 農林水産課 |
| 154 | 農業用排水施設 | 豊川中部排水機場 | 農林水産課 |
| 155 | 農業用排水施設 | 豊川南部排水機場 | 農林水産課 |
| 156 | 農業用排水施設 | 豊川北部排水機場 | 農林水産課 |
| 157 | 農業用排水施設 | 住吉排水機場 | 農林水産課 |
| 158 | 農業用排水施設 | 砂川排水機場 | 農林水産課 |
| 159 | 農業用排水施設 | 出村排水機場 | 農林水産課 |
| 160 | 農業用排水施設 | 北新田排水機場 | 農林水産課 |

【別表】対象施設一覧

| No | 分類 | 施設名 | 施設所管課 |
|-----|---------|------------------|-------|
| 161 | 農業用排水施設 | 三軒屋排水機場 | 農林水産課 |
| 162 | 農業用排水施設 | 益南排水機場 | 農林水産課 |
| 163 | 農業用排水施設 | 小川排水機場 | 農林水産課 |
| 164 | 農業用排水施設 | 南小川排水機場 | 農林水産課 |
| 165 | 治水施設 | 救の浦川排水機場 | 用地管理課 |
| 166 | 治水施設 | 松橋地区内水対策排水機場 | 用地管理課 |
| 167 | 治水施設 | 大野地区排水機場 | 用地管理課 |
| 168 | 水道施設 | 三角町水道施設 | 上下水道課 |
| 169 | 水道施設 | 不知火町水道施設 | 上下水道課 |
| 170 | 水道施設 | 松橋町水道施設 | 上下水道課 |
| 171 | 水道施設 | 小川町水道施設 | 上下水道課 |
| 172 | 水道施設 | 豊野町水道施設 | 上下水道課 |
| 173 | 下水道施設 | 浦地区農業集落排水処理施設 | 上下水道課 |
| 174 | 下水道施設 | 大見地区農業集落排水処理施設 | 上下水道課 |
| 175 | 下水道施設 | 松橋不知火浄水管理センター | 上下水道課 |
| 176 | 下水道施設 | 豊福南部浄化センター | 上下水道課 |
| 177 | 下水道施設 | 豊野東部農業集落排水処理施設 | 上下水道課 |
| 178 | 下水道施設 | 豊野西部地区農業集落排水処理施設 | 上下水道課 |
| 179 | 下水道施設 | 安見地区農業集落排水処理施設 | 上下水道課 |

第3次宇城市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

令和4年3月

宇城市総務部公共施設マネジメント課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

TEL 0964-32-1111 FAX 0964-32-0110

E-Mail kokyoshisetumanagementka@city.uki.lg.jp

URL <http://www.city.uki.kumamoto.jp/>